平成２１年（フ）第４０６号
神奈川県相模原市田名2581番地126　ロックプラザ相模原203
債務者　石田　隆之
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１５０号
沖縄県沖縄市字美里1236番地　井上ビル302
債務者　大谷　靖子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第４１５号
神奈川県相模原市磯部954番地　ラークハイツ202
債務者　二上　　強
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１８３号
静岡県富士市元町19番２号　第２さつき荘13号、前住所静岡県富士市水戸島本町10番25号ダイアパレススティションサイド富士201号室
債務者　加藤　育子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第６７７号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1335番地Ｃ棟３号室、前住所栃木県塩谷郡高根沢町光陽台４丁目13番地３　光陽台ハイツ201号
債務者　髙久　映子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９５号
岡山市南区藤田668番地16－２
債務者　井上　　健
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７４号
岡山市北区伊福町２丁目10番４－１号
債務者　日口　友紀（旧姓有元）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８６号
岡山市中区兼基363番地１　ピジョン兼基303
債務者　綱嶋　万国
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５号
栃木県小山市天神町２丁目７番７号　ＳＳＫグリーンパーク小山Ⅲ306号
債務者　吉田　　勉
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１７６号
栃木県小山市大字下泉480番地２
債務者　島田　裕之
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１７７号
栃木県下野市駅東３丁目６番49号　パールハイツＢ202、従前の住所栃木県下野市仁良川1365番地　プレス工業株式会社仁良川寮
債務者　宮澤　正信
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１８０号
栃木県栃木市城内町２丁目40番38号
債務者　石川　利子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１８１号
栃木県下都賀郡壬生町大字国谷1390番地６
債務者　上野　　円
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１８３号
栃木県小山市大字南半田1235番地
債務者　菊地　由佳
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１８６号
栃木県下都賀郡壬生町寿町１番21号　ＯＫハイツＤ101号室、従前の住所栃木県下野市駅東５丁目２番９号
債務者　齋藤　和司
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部